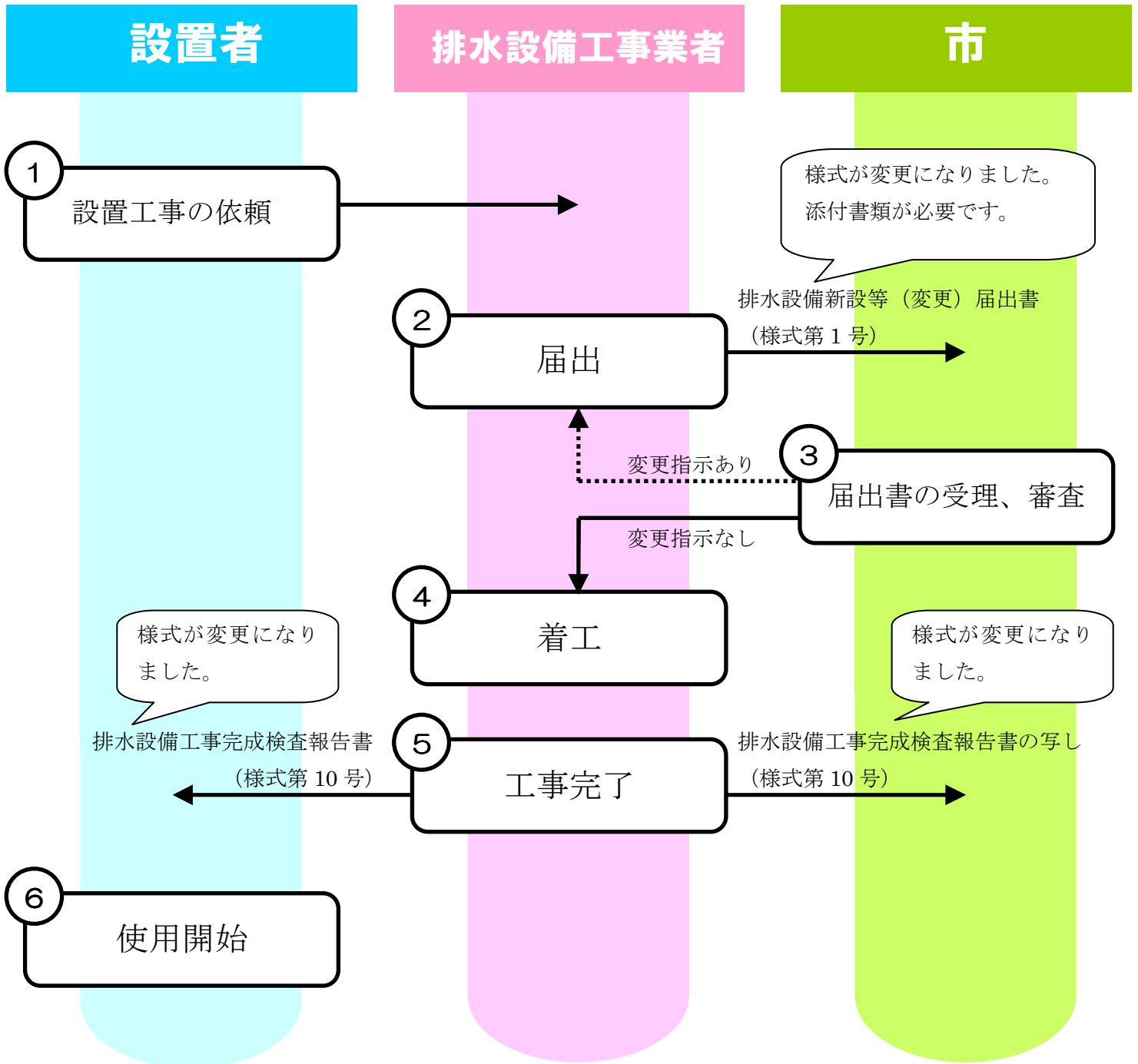


直接投入型ディスポーザ使用開始までの流れ



① 設置工事の依頼

設置工事は十和田市指定排水設備工事業者へご依頼ください。指定工事業者以外は施工できません。
※工事内容によっては給水工事を伴う場合もあります。

② 届出

市への届出は、指定排水設備工事業者が行ないます。

③ 届出書の受理、審査

審査をし、変更の指示がある場合は受理日より7日以内に、市から指定工事業者へ指示します。
直接投入型ディスポーザの設置・使用可能な区域、機種を確認します。

④ 着工

⑤ 工事完了

工事完成後、指定工事業者は報告書を設置者へ、報告書の写しを市へ提出します。

⑥ 使用開始

直接投入型ディスポーザが使用できます。